

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月29日（平成30年（行個）諮問第10号）

答申日：平成30年3月26日（平成30年度（行個）答申第219号）

事件名：本人が特定日に宮城労働局特定課に相談を行った際の記録の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月日、私が需給調整事業課に特定事業所A（派遣先）の件で相談した際の記録。」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年9月12日付け宮労発安0912第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、派遣先特定事業所Aに係る相談記録の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定年月日に派遣法違反の申告をしたが、派遣元特定事業所Bのみ事情を聞いただけで派遣法違反を犯した派遣先特定事業所Aに対して何も対処していない。

平成29年8月14日に情報開示請求をしたが、要求した派遣先特定事業所Bに関しての情報開示ではなく派遣元特定事業所Aの内容を開示してごまかした。

こうまでして業務怠慢を隠蔽してくるのは許せない。

法令違反を犯した派遣先を野放しにせず、早急にしかるべき対応をすべきである。

（2）意見書

宮城労働局は、法令違反を犯した派遣先特定事業所Aに対し、何の対応もせず放置した。これは法治国家の根底をゆるがす愚行である。

もし、本当に対応しているのであれば、派遣先に関しても添付した（添付省略）派遣元特定事業所Bの記録票と同等の内容のものを公開できるはずである。

宮城労働局は以前から不作為の疑念を抱かせる対応を行っており、追及すると法を盾にうやむやにしてきた経緯があるが、法は不作為隠蔽のためにあるものではない。

法を不作為の温床になることのないように関係各所は早急に対策を講じるべきである。

宮城労働局は疑念を抱かれるような行為を改め、本来の役割を果たし雇用の安定に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成29年8月14日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成28年特定月日、私が需給調整事業課に特定事業所A（派遣先）の件で相談した際の記録。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年9月12日付け宮労発安0912第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がその取消しを求めて、平成29年10月27日付け（11月1日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3に基づき、請求者が行った相談及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

対象文書のうち、不開示を維持する部分には、請求者以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、

請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

対象文書のうち、不開示を維持する部分には、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き

対象文書のうち、不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、請求者からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

対象文書のうち、新たに開示する部分については、請求人が既に知っている情報であり、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定年月日に派遣法違反の申告をしたが、派遣元特定事業所Bのみ事情を聞いただ

けで派遣法違反を犯した派遣先特定事業所 A に対して何も対処していない。平成 29 年 8 月 14 日に情報開示請求をしたが、要求した派遣先に関しての情報開示ではなく派遣元の内容を開示してごまかした。こうまでして業務怠慢を隠蔽してくるのは許せない。法令違反を犯した派遣先を野放しにせず、早急にしかるべき対応をすべきである。」としているが、上記(2)で述べたとおり、法 12 条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法 14 条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記 3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別表

対象文書名		頁	新たに開示する部分	不開示を維持する部分	
番号	文書名		該当箇所	該当箇所	根拠条文 (法 14 条)
1	宮城労働局が作成した文書	1	回答内容欄 1 5 行目ないし 1 7 行目 2 5 文字目	回答内容欄 1 行目 2 2 文字目ないし 3 3 文字目、3 行目ないし 1 4 行目 公益通報制度の適用欄 9 行目ないし 1 2 行目 処理方針欄 1 行目 回答内容欄横のメモ書き 処理方針欄下のメモ書き	2 号 3 号イ 7 号柱書き

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 1 月 29 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 2 月 22 日 審議
- ④ 同月 26 日 審査請求人から意見書を收受

- ⑤ 同年3月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成28年特定月日、私が需給調整事業課に特定事業所A（派遣先）の件で相談した際の記録。」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、派遣先特定事業所Aに係る相談記録の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、第3の別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとするとともに、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではないとしていることから、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、以下、検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、平成28年特定月日の審査請求人からの相談記録について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

諮問庁が審査請求人からの相談について、改めて処分庁に確認したところ、次のとおりであった。

ア 審査請求人からの相談は電話で受理したものであるが、相談内容は、別紙に掲げる文書に記載されたとおり、派遣元事業所Bへの指導を求めるものであり、派遣先事業所Aへの指導は求められていない。

イ 処分庁は、同日、派遣元事業所Bを呼び出し、事情聴取を行うとともに、必要な対応を行った。

したがって、派遣先事業所Aへの指導は求められておらず、審査請求人から相談を受け、派遣元事業所Bへの事情聴取等を行ったものであり、その記録を作成したものである。

- (2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、別紙に掲げる文書を確認したところ、審査請求人からの相談内容は、派遣先特定事業所Aでの就労に関して、派遣元特定事業所Bへの指導を求めるものであると認められ、処分庁は、審査請求人からの相談を受け、派遣元特定事業所Bから事情聴取を行ったものと認められる。

イ 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、処分庁に対し、派

遣先事業所 A への指導を求めた旨を何ら主張していない。

ウ 上記ア及びイを踏まえると、処分庁は、審査請求人から、派遣先事業所 A での就労について、派遣元事業所 B への指導に係る相談を受け、派遣元事業所 B への事情聴取等を行ったものであり、派遣先事業所 A への指導を求められていないとする諮問庁の説明に、何ら不自然、不合理な点は認められず、これを覆す事情も認められない。

エ したがって、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、宮城労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- ・ 宮城労働局が作成した文書（平成28年特定月日 宮城労働局需給調整事業課が作成した「情報・相談記録票」）